

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県港湾審議会条例		公布日	昭和49年3月29日
条例番号	昭和49年三重県条例第17号		直近改正日	平成10年1月23日
所管部局課	県土整備部港湾・海岸課		電話番号	059-224-2691
条例の概要	港湾法第35条の2の規定により、県が管理する港湾の適正かつ円滑な開発、利用、保全及び管理を図るため、三重県港湾審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものである。			条例の 類型 委任型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県が管理する港湾の適正かつ円滑な開発、利用、保全及び管理を図るため、港湾法第35条の2第1項の規定により、港湾に関する重要事項について知事の諮問に応じて調査審議する三重県港湾審議会を設置することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	港湾法第35条の2の規定により、条例で定めるもので、今後も公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例の規定に基づき、三重県港湾審議会を組織し、運営している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	港湾法第35条の2の規定により、条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	港湾法第35条の2	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	港湾法第35条の2の規定に基づき、港湾審議会の設置、名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めており、整合が図られている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策351 道路網・港湾整備の推進	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	港湾法第35条の2の規定に基づき、港湾審議会の設置、名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めており、一部であっても規定を廃止した場合、港湾審議会の運営に支障が生じる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無